

## 国立大学法人兵庫教育大学の育児又は介護を行う教職員の深夜勤務の制限に関する細則

平成16年4月1日

細則第7号

(目的)

**第1条** 国立大学法人兵庫教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規程(平成16年規程第47号)第13条第2項に規定する国立大学法人兵庫教育大学に勤務する教育職員及び事務職員(以下「教職員」という。)の育児又は介護を行う教職員の深夜勤務の制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 育児又は介護を行う教職員の深夜勤務の制限については、この細則に定めのある場合のほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」という。)及びその他の関係法令並びに就業規則等の定めるところによる。

(育児を行う教職員の深夜勤務の制限)

**第2条** 国立大学法人兵庫教育大学長(以下「学長」という。)は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が当該子を養育するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜(午後10時から翌日午前5時までをいう。以下同じ。)の時間帯に勤務(以下「深夜勤務」という。)をさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員は、請求することができない。

(1) 採用後引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員

(2) 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の16歳以上の家族(法第2条第5号の家族をいう。以下同じ。)であって次の各号のいずれにも該当するものがある場合の当該教職員

イ 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

ハ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(3) 所定労働時間の全部が深夜にある教職員

(育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等)

**第3条** 深夜勤務の制限の請求をしようとする教職員は、深夜勤務の制限を請求する一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)の初日(以下「制限開始予定日」という。)及び末日(以下「制限終了予定日」という。)を明らかにして、制限開始予定日の1月前までに学長に請求しなければならない。

2 学長は、前項の規定による請求があつた場合には、深夜勤務の制限を請求した教職員に対し、制限開始予定日の前日までにその取扱いに係る通知書を交付しなければならない。

3 第1項の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消により教職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求に係る子が養子となったことその他の事情により教職員と当該子が同居しないこととなった場合

(4) 請求した教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態となった場合

(5) 配偶者が前条第2項第2号イからハまでのいずれにも該当することとなった場合

4 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、学長に届け出なければならない。

(育児を行う教職員の深夜勤務の制限の終了)

**第4条** 深夜勤務の制限の開始日以後制限終了予定日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、制限期間はその事由が生じた日(第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日)をもって終了する。

(1) 前条第3項各号に規定する事由が生じた場合

(2) 制限終了予定日までに教職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合

2 前項第1号に該当することとなった教職員は、遅滞なく、学長に届け出なければならない。

(介護を行う教職員の深夜勤務の制限)

**第5条** 学長は、要介護状態にある対象家族(国立大学法人兵庫教育大学教職員の介護休業等に関する規程(平成16年規程第50号)第2条第2号にいう対象家族をいう。以下同じ。)を介護する教職員が当該対象家族を介護するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員は、請求することができない。

(1) 採用後引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員

(2) 当該請求に係る深夜において、常態として当該要介護者を介護することができる当該要介護者の16歳以上の家族であつて次の各号のいずれにも該当するものがある場合の当該教職員

イ 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

ハ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者でないこと。

- (3) 所定労働時間の全部が深夜にある教職員  
(介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等)

**第6条** 深夜勤務の制限の請求をしようとする教職員は、制限期間の制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までに学長に請求しなければならない。

2 学長は、前項の規定による請求があった場合には、深夜勤務の制限を請求した教職員に対し、制限開始予定日の前日までにその取扱いに係る通知書を交付しなければならない。

3 第1項の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る対象家族が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁又は養子縁組の取消により親族関係が消滅した場合
- (3) 請求した教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態となった場合
- (4) 当該請求に係る対象家族と同居しないこととなった場合

4 前項に該当することとなった教職員は、遅滞なく、学長に届け出なければならない。

(介護を行う教職員の深夜勤務の制限の終了)

**第7条** 深夜勤務の制限の開始日以後制限終了予定日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、制限期間はその事由が生じた日(第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

- (1) 前条第3項各号に規定する事由が生じた場合
- (2) 制限終了予定日までに教職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得したとき

2 前項第1号に該当することとなった教職員は、遅滞なく、学長に届け出なければならない。

(雑則)

**第8条** この細則に定めるもののほか、育児又は介護を行う教職員の深夜勤務の制限に関し必要な事項は、学長が定める。

#### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成22年6月30日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成23年1月1日から施行する。